

入札説明書

奈良県 総務事務処理業務委託

入札説明書一式 1. 入札説明書 (別紙) 入札室の場所 2. 競争入札参加資格確認申請書(様式1) 記載例 3. 実績確認書(様式2) 記載例 4. 一般競争入札辞退届(様式3) 記載例 5. 質問書(様式4) 記載例 6. 入札書(様式5) 記載例 7. 入札明細書(様式6) 記載例 8. 入札書封緘例 9. 委任状(様式7) 記載例 10. 仕様書 11. 契約書(案) 12. 落札者決定基準 13. 提案書評価表 14. 提案書作成要領	添付様式一式(入札説明書綴じ込みでない) 1. 競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2. 実績確認書(様式2) 3. 一般競争入札辞退届(様式3) 4. 質問書(様式4) 5. 入札書(様式5) 6. 入札明細書(様式6) 7. 委任状(様式7) 8. 電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式8)
---	--

令和7年5月

奈良県総務部総務厚生センター

奈良県が調達する役務にかかる入札公告に基づく総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。
入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
この場合において、当該仕様等に疑義のある場合は、2に掲げる者の説明を求めることができます。

公告日 令和7年5月16日(金曜日)

1 競争入札に付する調達の内容

- (1) 入札物件名
奈良県総務事務処理業務委託
- (2) 内容
サービス関係業務、職員給与関係業務、旅費関係業務、窓口受付・コールセンター業務、及び付帯する事務
- (3) 契約期間
契約締結日 から 令和10年9月30日
- (4) 履行場所
奈良県登大路町30番地 奈良県総務部総務厚生センター執務室
- (5) 入札方法
総合評価一般競争入札
- (6) 予定価格
総額 295,397,938円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
年度ごとの上限は、下記のとおりとします。

（単位：円、税込）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
47,239,159	98,001,178	99,442,805	50,714,796

- (7) その他
詳細については、「奈良県総務事務処理業務委託仕様書」のとおりとします。契約条件については、別紙「奈良県総務事務処理業務委託契約書（案）」を参考にしてください。

2 担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部総務厚生センター 総務事務・旅費係
電話番号 0742-27-8803（ダイヤルイン）

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、営業種目の大分類が「Q 役務の提供」、中分類が「7 諸サービス」で登録をしているものであること。（ただし、競争入札参加資格確認申請書提出時点において登録が認められていれば可とします。）

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）
電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 国、都道府県又は市町村と総務事務に関する契約を入札の日から起算して過去5年以内に締結している者であること。
- (5) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

4 入札参加資格の確認等

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を添付した競争入札参加資格申請書（以下「参加資格申請書」といいます。）（別紙様式1）を提出し、参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、入札参加者は、入札の日の前日までの間において、提出された書類について、県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

(1) 添付書類

ア 会社の概要に関する書類

設立年月日、所在地、事業内容等が分かるもの。パンフレット可。

イ 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（別紙様式8）

電子契約を希望する場合に提出が必要です。

ウ 実績確認書（別紙様式2）

国、都道府県又は市町村と総務事務に関する契約を入札の日（令和7年7月18日）から起算して過去5年以内に締結した実績を証するもの【契約書（写）】を添付してください。

エ 結果通知用封筒一式

参加資格審査結果通知書の送付先を明記し、切手を貼付したものを添付してください。

オ 入札保証金免除に係る根拠資料

入札保証金の免除を希望する場合は、審査を行いますので、11 入札・契約における補足

(2) ア又はイに該当することを証明する書面を提出してください。

なお、履行実績の証明については、実績確認書（別紙様式 2）及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）が必要です。

(2) 申請書等の提出期限及び場所

日時 令和 7 年 6 月 9 日（月） 午後 5 時

場所 2 に同じ。

(3) 参加資格確認申請書等の提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに 2 に示す場所に必着とします。また、封筒に「奈良県総務事務処理業務委託にかかる競争入札参加資格申請書等在中」と朱書してください。

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とします。

(6) 提出された参加資格申請書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

(7) 提出された参加資格申請書等は、返却しません。

5 参加資格審査結果の通知

(1) 参加資格申請書等を提出した者のうち、資格を確認できた者に対しては参加資格がある旨を、資格を確認できなかった者に対しては参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。

(2) 参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して 7 日（土曜日及び日曜日国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。）を除きます。）以内に書面を 2 に示す場所に持参して説明を求めることができます。

6 入札説明会

実施しません。

7 仕様書に記載されている事務処理手順等の閲覧

次に示す日時に、本業務に利用する事務処理手順および仕様書別添資料の閲覧を行うことができます。また、仕様書別添資料については次に示す閲覧日からホームページで掲載いたします。

閲覧希望する際には、2 に示す場所まで希望日時を電話連絡のうえ、閲覧時刻の指定を受けてください。来所の際は、身分証を持参ください。なお閲覧時に、事務処理手順等の内容について質問を受けることはできません。また、スマートフォン等による撮影は禁止します。

日時 令和 7 年 5 月 21 日（水）から同年 6 月 6 日（金）まで（土、日除く）
午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除きます。）

8 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書、提案書評価表及び契約書(案)に関する質問については、F A X 若しくはメールにより質問書(別紙様式4)を提出してください。

ア 提出期限

日時 令和7年5月30日(金) 午後5時

提出時には、2に示す場所まで電話連絡をしてください。

期限までに、提出のない場合は、回答できません。

なお、質問は、精査のうえ簡潔に記入し、まとめて提出してください。

イ 質問に対する回答

令和7年6月4日(水)までに、奈良県総務部総務厚生センターのホームページに掲載します。

なお、回答に調整が必要な質問については、掲載が遅れることがあります。

また、質問の趣旨が不明瞭な場合の他、不相当と判断した場合は回答しないことがあります。

- (2) 入札手続(入札説明書一式・添付様式一式・提案書作成要領)に関する質問についても、原則としてF A X若しくはメールにより受付し、質問者に対して随時回答します。

9 入札の方法

- (1) 3に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び4に定める競争入札の参加資格があることの確認を受けていない者並びに13に定める期限までに提案書を提出しなかった者は、この入札に参加することができません。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札者は、入札書(別紙様式5)に入札価格、入札者の住所、氏名を記入し、登録印(県に業者登録をした際、使用した印鑑をいいます。以下同じ。)を押印のうえ、入札明細書(別紙様式6)とともに封筒に封入封緘し、提出してください。

なお、入札者が外国事業者の場合の記名、押印は、署名をもってこれに代えることができます。

- (4) 代理人が入札する場合は、10に示す期限より前に委任状(別紙様式7)を提出してください。

なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人の印を押印してください。

- (5) 代理人が入札者本人の住所及び氏名が記入され、登録印による押印がある入札

書により入札する場合は、委任状は、必要としません。

- (6) 入札明細書の内訳は、契約の際の年度割を保証するものではありません。年度割については、上限額の範囲内で落札者と協議のうえ決定することとします。
- (7) 入札者は、その提出した入札書については、引き換え、変更又は取り消すことはできません。
- (8) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。
- (9) 入札の際には、参加資格審査結果通知書又はその写しを持参してください。郵送により入札を行う場合は、参加資格審査結果通知書の写しを入札書に同封してください。
- (10) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。

なお、この場合における損害は、県は補償しません。

10 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和7年7月18日（金） 午前10時

場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県庁情報管理棟 西第2会議室（詳細は別紙参照）

郵送による入札の場合は、書留郵便とし、令和7年7月16日（水）午後5時までに2に示す場所に必着とします。その場合、9(3)のとおり入札書等を作成のうえ、二重封筒の表封筒に「奈良県総務事務処理業務委託にかかる入札書在中」と朱書してください。

11 入札・契約における補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 入札保証金

入札に参加する者は、1(6)に示す予定価格の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。また、第2項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ 過去5年間に県が同等と認める契約を締結し、誠実に履行した者。
なお、当該履行実績として履行期間が12ヶ月以上の契約をもって申請する場合は、公告日から5年以内の間に当該契約の履行期間が12ヶ月以上含まれること

履行実績の証明については、4. 入札参加資格の確認に示す入札参加資格申請書（様式1）の提出時に入札保証金免除に係る根拠資料（様式2））及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）が必要です。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を複数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

12 入札の無効

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。

(1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印を欠く入札（代理人の場合、代理人の記名押印を欠く入札）

ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

エ 同一入札者なした同一事項についての2以上の入札

オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(3) 入札書の記載価格を加除訂正したとき

(4) その他、入札に関する条件に違反した入札

13 提案書について

(1) 提案は、別添「提案書評価表」の評価分類毎に定める記載要件に則して行うものとし、すべての記載要件毎に必ず内容を記載してください。

なお、提案書は、別紙「提案書作成要領」に基づき作成してください。

(2) 提案書の提出期限及び場所

日時 令和7年7月2日（水）午後5時

場所 2に同じ。

(3) 提案書の提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和7年7月2日（水）午後5時までに2に示す場所に必着とします。また、封筒に「奈良県総務事務処理業務委託提案書在中」と朱書してください。

(4) 提出部数

正本1部、副本8部

(5) 作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とします。

(6) 入札参加資格申請書を提出した者が提案書の提出を辞退したい場合は、令和7年7月2日（水）までに「提案書提出辞退届」（様式任意）を提案書の提出先に提出してください。

(7) 提出された提案書は、落札者決定審査以外に入札者に無断で使用しません。

(8) 提出された提案書は、返却しません。

(9) 提案書を提出期限までに提出しなかった者は、入札に参加できません。

(10) 提案書で表明された内容を基に契約内容を整えますので、実現が確約されることのみ表明してください。

(11) 提案書に表明された内容について、疑義や不明点がある場合は、令和7年7月3日（木）から令和7年7月15日（火）までの間、奈良県が質疑応答を求めることがあります。なお、質疑応答は文書をもって行うものとし、応答内容は提案内容として取り扱います。ただし、当初から質疑応答による補足を前提とする提案書を作成してはなりません。また、県が質問した内容に対する回答以外を提案した場合は、受け付けません。

1 4 プレゼンテーション等の実施

日時 令和7年7月22日（火） 午前10時（予定）

※日時等の詳細については、提案書提出後に個別に通知します。

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施します。

なお、プレゼンテーションに欠席の場合は、技術点を0点とします。

(1) プレゼンテーション等は奈良県総務事務処理業務委託にかかる選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の場で実施します。

(2) 入室は、2名以内とし、統括責任者候補者がプレゼンテーションを行ってください。やむを得ず統括責任者候補者が出席できない場合は、プレゼンテーション当日に任意様式にて理由書を提出してください。

(3) プレゼンテーション実施日

実施日時の詳細については、令和7年7月16日（水）までに電子メールにて通知します。（実施日は令和7年7月22日（火）を予定しています。）

(4) プレゼンテーションの時間は、おおむね20分以内を予定しています。

また、質疑応答の時間は、おおむね15分間を予定しています。

ただし、入札者数によってはプレゼンテーション等の時間が変更となる

場合があります。

- (5) プレゼンテーションは現地で行います。オンライン参加は不可とします。
- (6) プレゼンテーションにおける説明内容は提案書記載事項に限るものとし、提案書以外の資料の提出や提案書記載事項以外の説明は受け付けません。
- (7) 説明のために、パソコン（PowerPoint 等）を持ち込んでプレゼンテーションを行うことを想定して、プロジェクター、スクリーン及び電源は、県で用意しますが、パソコン等の必要機器すべては入札者が持参してください。
- (8) 12により入札が無効となった者及び予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をしなかった者は、プレゼンテーションに参加することができません。

15 落札者の決定方法

別紙「落札者決定基準」記載のとおり。

16 落札の通知及び公表

(1) 落札決定通知

落札者については、令和7年7月29日（火）に決定する予定です。落札者決定後に電話による連絡、及び書面により通知します。また、入札に参加したすべてのものに入札結果を書面で通知します。

(2) 落札者の公表

落札者は、奈良県総務部総務厚生センターのホームページに公示します。

17 契約書作成の要否等

落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。

契約締結時には、詳細金額内訳明細書の提出を求めます。

契約事務を担当する部署は2のとおりです。

落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

18 手続における交渉の有無

無

19 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

20 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。

以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

2 1 契約の解除

契約締結後、契約者について20の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、20の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

2 2 その他

- (1) 本件入札に要する一切の費用は、入札者の負担とします。
また、契約書の作成に要する一切の費用は、落札者の負担とします。
- (2) 目的外使用の禁止
この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた入札関連の文書を、第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に使用してはなりません。
- (3) 入札に関して提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又

は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。

- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。
なお、再公告を行う場合もあります。